

桑名市選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法第17条第2項の規定による投票区の一部を改正する告示を次のように定めたので告示する。

令和2年11月21日

桑名市選挙管理委員会委員長 西村 治 生

公職選挙法第17条第2項の規定による投票区の一部を改正する告示

公職選挙法第17条第2項の規定による投票区（平成16年桑名市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第33投票区の項を次のように改める。

第33投票区	源部外面、北島、駅前、中筋北、中筋中、中筋南、築戸、遠浅、下遠浅、十日外面、協和、松ケ島、南松ケ島、姫御前団地、光伸荘、長島アパート永和荘、ベストライフ長島、長島温泉寮、旭コークス、諸戸住宅、富士アパート、姫御前、丹羽住宅、西島住宅、長島スカイハイツ、アパティア長島苑、シオスマンション、サンシャイン長良、ジュネスYOU、ひまわり台、ファミリーユ、みどり、ツインズアソシア、押付スクエアガーデン、長島萱町、中町、下町、松の台、又木、殿名、東殿名、新殿名、新栄、かおるヶ丘団地、ラドーニ長島、コーポアイランド、リバビュー長嶋、わかば台、グレイスタウンA、グレイスタウンB、ブランシュール、WINS、ラフォーレ、セルサスKOROKU、Lien D' amur、グランデルネサス
--------	--

第36投票区の項を削り、第37投票区の項を第36投票区の項とし、第38投票区の項を第37投票区の項とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。